

令和4年度北広島町農業振興施策に関する

意見書

令和4年10月12日

北広島町農業委員会

令和4年に入り、ロシアによるウクライナ侵攻や力による現状変更を強行する中国の海洋進出により海外情勢は深刻化し、食料や原材料を海外に依存している我が国は先行き不透明な状況です。

また、数年に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、肥料等の農業生産資材の価格高騰により、農家の生産の自助努力は限界を超え、営農に支障をきたしております。

北広島町では農家の高齢化や後継者の不足、農地相続者の農業離れ等の理由から農地の荒廃が進んでいます。

食糧自給率の低い我が国で継続的に農業を守り続けて行くには、農業者に安定した収入が確保されなければなりません。

また、海外からの食料の供給が滞るような事態が起こりそうな場合、非常時に備え、優良農地の継続的な維持管理も必要と思われれます。

そのため、これまでの農業振興施策の継続と農地を守るため、以下の施策の展開を求めます。

農業委員会としても各農家との調整、遊休農地対策など農地の有効利用に向けた取り組みを推進して参ります。

本意見書は、これまでの農業委員会活動の中で得られた知見に基づき農業委員会法第38条第1項の規定により、農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出するものです。

令和4年10月12日

北広島町長 箕野 博司 様

北広島町農業委員会
会長 市川 由和

1 鳥獣害対策について

有害鳥獣被害は収入減少だけでなく、耕作意欲を失わせ荒廃農地を増大させる大きな問題です。この対策として【環境改善】・【侵入防止】・【加害個体の捕獲】の総合的な取組をしていく必要があります。

有害鳥獣被害防止対策の強化のため、次の施策を講じてください。

(1) 山際対策について【環境改善対策】

獣類の里地に対策として、山際の景観整備が有効とされています。このため農地に接する山際対策としてバッファゾーンを確保し、獣類を里地に近づけさせない里山づくりを強化してください。

(2) 電気柵の補助金について【侵入防止対策】

侵入防止対策として電気柵の設置が有効ですが、資材高騰等の影響により大規模な設置等については支障をきたしている状況です。このため電気柵設置に対する補助金単価の拡充をお願いします。

(3) 有害鳥獣加害個体の駆除について【加害個体捕獲対策】

有害鳥獣被害の削減には、最終的には加害個体捕獲が非常に重要です。このため猟友会との連携によるイノシシ、シカ等の駆除の強化及び捕獲報奨金の増額をお願いします。

2 農地の保全について

現在、耕作されている農地において農業用施設の老朽化、維持管理をしている農業者の高齢化により、農道、用排水路等の機能に支障が出ています。

継続的に営農を続けていくために、以下の対策を講じてください。

(1) 用排水路等の改修について

ほ場整備も完了して30年以上経ち、道水路の老朽化や排水不良、ほ場の凸凹が問題になっています。

過去の土地改良事業の設計では30年確率で用排水路の断面決定がされており、近年の異常気象におけるゲリラ豪雨には耐えられる排水量にはなっておりません。

つきましては改めて水路や暗渠の断面計算を行い、集中豪雨から災害を防止するため、集落の水路等の改良をお願いします。

(2) 河川の浚渫・山林の管理

近年、自然災害による水被害が大きくなっている状況です。

災害を未然に防ぐため、河川の浚渫の実施及び上流の山林の管理の徹底をお願いします。

3 担い手の確保について

北広島町の農業の未来を考えていく上で、担い手や後継者の確保は重要な課題です。

就農を選択する若者が増えるような環境作りや、持続可能な農業経営強化、新たな受け手組織等へ向けて、次の施策を講じてください。

(1) 持続可能な農業経営への支援等について

水田利活用の畑作は若者の担い手が多くなってきましたが、農業法人は集落単位で規模が小さく、構成員の高齢化が進み、後継者不足が深刻です。また大型農家においても後継者不足が大きな課題の状況です。

このため、今のうちから農業法人の間で話し合い、農業経営を次世代へ繋げる必要があると思われますので、担い手間での協議の場及び連携等に対する支援策等を講じてください。

また、法人や認定農業者以外でやる気があり、地域の農地を維持している兼業農家への支援策等を講じてください。

(2) 新たな受け手組織作りについて

農業従事者の高齢化により、今後、担い手組織のいない地域において、優良農地の耕作放棄地の発生の恐れがあります。この対策として、第二の農林建公社等の新たな受け手組織作りについての検討をしてください。

4 水田活用の直接支払交付金の国等への要望について

令和4年度において「水田活用の直接支払交付金」の対象面積について、今後5年間(令和4年度～令和8年度)に一度も水張が行われない農地については、交付対象水田としない方針の見直しが示されました。現在、麦・大豆・そば・牧草等を各地域の状況に応じて水稲以外の作付をしており、耕作放棄地の防止にも大きく貢献している状況です。今回の見直しは、本町においても大きな影響が見込まれるため、以下のことを国・県への要望をしてください。

(1) 国・県への要望について

「水田活用の直接支払交付金」の対象面積の新要件(5年以内の水稲作付、多年生牧草の播種)の見直し、新たな支援策について国・県に働きかけてください。

5 米価及び資材高騰に対する追加支援策の実施について

令和3年産米の米価下落対策として、令和4年4月に「米価下落次期作支援事業給付金(10a当たり4,000円)」、また資材高騰対策として、令和4年8月に「農水産業生産費高騰対策支援給付金」の取組に対しては敬意をします。しかしながら、令和4年産米の米価買取価格の状況及び秋肥及び春肥を始めとする農業資材の高騰は、本町の基幹産業である農業経営に大きな影響及ぼす恐れがあるため、次の追加支援策を講じてください。

(1) 令和4年産米・米価対策について

JA広島北部・JA広島市の令和4年産米買取価格については、令和3年米買取価格と同額が示されているところです。令和2年産米買取価格と比較して600円、令和元年産米買取価格と比較して900円減の状況で、引き続き水稻経営農家にとっては厳しい状況です。

このため、追加の米価下落次期作支援事業の実施を講じてください。

(2) 資材高騰対策について

不安定な海外情勢及び急激な円安の進行等により、農業資材高騰が継続する恐れが見込まれます。農業資材の高騰は農業者すべてに影響を及ぼすため、認定農家以外も対象となる、追加の農業生産経費高騰対策支援事業の実施を講じてください。

6 その他

経営農地があちこちに分散して存在している分散錯圃が担い手や農業法人の農作業の効率化、大規模化に支障をきたしている状況です。

農地所有者が特定の耕作者に委託を限定することが原因ですが、それを解消し、耕作者の担当地域を定め、より大規模な農地団地を確保することが急務な状況です。

また農林水産省は地域計画(地域農業の将来の有り方+目標地図)を令和7年3月までに作成をすることを強く求めています。

分散錯圃の解消及び地域計画の作成に向けて、以下の対策を講じてください。

(1) 分散錯圃の解消及び地域計画の作成について

分散錯圃の解消に向けては、貸し手、担い手、農地中間管理等とのルール作りが必要です。また、各地域の農地の耕作状況の見える化が、分散錯圃及び将来の地域農業の計画を作成するのに、大きな役割を果たします。

このため、新たな農業DXによる目標地図の作成及び各地域での話し合い等にマンパワーが必要なため、人材及び予算の確保をお願いします。